

北海道告示第 11403 号

都市計画事業の施行に当たり、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 66 条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和 4 年 11 月 14 日

北海道知事 鈴木直道

- 1 都市計画事業の種類及び名称
室蘭圏都市計画道路事業 3・3・303 号登別温泉通
- 2 施行者の名称
北海道
- 3 事務所の所在地及び名称
室蘭市海岸町 1 丁目 4 番 1 号 北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
北海道登別市登別港町 1 丁目地内
 - (2) 使用の部分
なし